

安芸市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年3月21日

安芸市監査委員 小川 広人

安芸市監査委員 藤田 伸也

監査結果に基づく措置の内容

課名	指摘事項等	措置の内容
生涯学習課	任意団体要綱第9条第2項に規定する請求書の添付がなく支払処理を行っている事例が見受けられた。リスク回避のため、今後は任意団体要綱に従って適正な経理事務を行って下さい。	監査結果を受け、生涯学習課長から当該事務担当者に「安芸市任意団体経理事務取扱要綱」を示し、請求書の受領等支払手順を確認し、経理事務の適正化に努めるよう指導を行った。